

短期入所生活介護 陽だまりの園

御利用料金 (平成 27 年 4 月 1 日～)

(1) 基本料金及び加算料金

(単位:円)

区分	金額			金額		
		1割負担	2割負担		1割負担	2割負担
基本額	併設型短期入所生活介護(従来型個室)			併設型短期入所生活介護(多床室)		
	1日あたりの負担額					
	要介護 1	630	1,260	要介護 1	644	1,288
	要介護 2	703	1,406	要介護 2	716	1,432
	要介護 3	777	1,554	要介護 3	789	1,578
	要介護 4	850	1,700	要介護 4	861	1,722
	要介護 5	920	1,840	要介護 5	930	1,860
	要支援 1	465	930	要支援 1	508	1,016
	要支援 2	578	1,156	要支援 2	624	1,248
区分	金額			内容説明		
		1割負担	2割負担			
加算額	送迎加算(回)	201	401	片道の料金です		
	看護体制加算Ⅰ(日)	5	9	常勤の看護師を1名以上配置している場合		
	看護体制加算Ⅱ(日)	9	18	看護職員を常勤換算法で25又はその端数を増すごとに1名以上配置している場合		
	夜勤職員配置加算Ⅱ(日)	20	39	夜勤を行う介護看護職員が最低基準を1名以上上回っている場合		
	認知症行動・心理症状緊急対応加算(日)	218	436	7日を限度として医師が緊急的に利用することを指示した場合		
	若年性認知症利用者受入加算(日)	131	261	受け入れた若年性認知症利用者ごとに担当者を定めサービスを提供した場合		
	療養食加算(日)	25	50	特定の病気により医師の食事箋に示された食事提供を実施した場合		
	緊急短期入所受入加算(日)	98	196	利用者、家族の事情により介護支援専門員が緊急に入所を必要と認めた場合		
	在宅中重度者受入加算(日)	458	916	居宅において訪問看護を利用し、短期入所利用中も当施設看護師と連携しながら訪問看護を引き続き利用し、かつ上記看護体制加算Ⅰを算定している場合		
		454	908	居宅において訪問看護を利用し、短期入所利用中も当施設看護師と連携しながら訪問看護を引き続き利用し、かつ上記看護体制加算Ⅱを算定している場合		
		450	899	居宅において訪問看護を利用し、短期入所利用中も当施設看護師と連携しながら訪問看護を引き続き利用し、かつ上記看護体制加算ⅠⅡを算定している場合		
		463	925	居宅において訪問看護を利用し、短期入所利用中も当施設看護師と連携しながら訪問看護を利用し、かつ上記看護体制加算ⅠⅡを算定していない場合		
	サービス提供体制強化加算Ⅰ(日)イ	20	39	介護職員総数に対して介護福祉士の占める割合が60%以上である場合		
	サービス提供体制強化加算Ⅰ(日)ロ	13	26	介護職員総数に対して介護福祉士の占める割合が50%以上である場合		
	サービス提供体制強化加算Ⅱ(日)	7	13	看護・介護職員の総数に対して常勤職員の占める割合が75%以上である場合		
	サービス提供体制強化加算Ⅲ(日)	7	13	利用者に直接提供する職員の総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上である場合		
介護職員処遇改善加算Ⅰ(月)	請求総単位数に 5.9%を乗じた単位数で算定		介護職員の処遇改善計画を管轄官庁に届出、その計画に基づき適切な措置を講じている場合。介護職員の賃金の改善に要する計画を策定し、適切な措置を講じている。介護職員の任用における職責または職務内容などの要件を定め書面をもって全ての職員に周知している。介護職員の資質向上に関する計画を策定し、計画に係る研修の実施など研修の機会を確保し全職員に周知している。			
介護職員処遇改善加算Ⅱ(月)	請求総単位数に 3.3%を乗じた単位数で算定		介護職員の処遇改善計画を管轄官庁に届出、その計画に基づき適切な措置を講じている場合。介護職員の資質向上を支援する研修機会の確保。処遇改善計画と係る費用を全職員に周知すること。			
介護職員処遇改善加算Ⅲ(月)	Ⅱの90%		介護職員の処遇改善計画を管轄官庁に届出、その計画に基づき適切な措置を講じている場合。介護職員の資質向上を支援する研修機会の確保若しくは、処遇改善計画と係る費用を全職員に周知すること。			
介護職員処遇改善加算Ⅳ(月)	Ⅱの80%		介護職員の処遇改善計画を管轄官庁に届出、その計画に基づき適切な措置を講じている場合。			

※ 加算算定に関しては、該当した場合のみ算定致します。

(2) 介護保険対象外

食費および居住費自己負担となります。

食費と居住費は所得に応じて、補助（負担限度額）があります。

(3) 負担限度額認定

負担限度額とは、入居施設利用時に、所得に応じて食費および居住費の負担の上限を定めるものです。市町村より限度額の認定がなされた場合、(4) の表に示す第1～3段階の金額が認定されます。

(4) 1日の負担限度額

段 階	居室形態	居住費	食事代	合 計	備 考
第1段階	多床室	0 円	300 円	300 円	世帯員全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方、又は生活保護を受けている方
	従来型個室	320 円		620 円	
第2段階	多床室	370 円	390 円	760 円	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 (課税年金: 障害年金や遺族年金などの非課税年金以外の年金)
	従来型個室	420 円		810 円	
第3段階	多床室	370 円	650 円	1,020 円	市世帯員全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額の合計が80万円以上、266万円未満の方
	従来型個室	820 円		1,470 円	
第4段階 (通常料金)	多床室	1,250 円	1,700 円	2,950 円	本人が市町村民税非課税で、世帯の中に市町村民税課税者がいる方・本人が市町村民税を課税されている方
	従来型個室	1,250 円		2,950 円	

※入退所に伴い食事が3回提供されない場合は、朝食 400 円、昼食 800 円、夕食 500 円を提供分算定いたします。

※1) 利用者が連続して 30 日を越えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合であって指定短期入所生活介護を受けた場合、1日につき 30 単位を所定単位数から減算します。

※2) 当施設では四季折々の入居者交流をはかるため、趣味娯楽・教養などのクラブ活動の催し行事を行います。

年間計画を作成し、その都度生活相談員もしくはケアワーカーよりお知らせ致します。その際のサービスを希望される場合、および散髪を希望される場合は、実費相当の別途費用がかかります。

※ここで示す全ての料金は法改正等により変更されることがあります。